

令和5年洞爺湖町教育委員会第3回定例会会議録

日 時	令和5年7月5日（水） 13：30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 洪 川 賢 一 委 員 吉 田 聡 委 員 岡 本 里 佳 委 員 岩 崎 義 久
欠席委員	委 員 来 栖 由 喜
説 明 員	管理課長 高 橋 謙 介 社会教育課長 原 美 夏 社会教育課参事 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主査 大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	洪川教育長 開会を宣言する。（13：30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	洪川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	洪川教育長 5／18 定例教頭会議（第2委員会室） 5／23 胆振管内コンプライアンス確立会議（教育長室～オンライン開催） 5／24 教育行政事務打合せ（札幌市） 5／25 （仮称）虻田保育所複合化説明会～本町5区対象（防災研修ホール） 5／30 洞爺湖町育英資金運営委員会（202会議室） " 総務常任委員会（第1委員会室） " 2023 原水爆禁止国民平和行進への対応（町長室） 5／31 令和5年度第1回教科用図書第10採択地区教育委員会協議会 （室蘭市役所） 6／ 5 洞爺湖町少年の主張大会審査（防災研修ホール） " 定例校長会議（第2委員会室） 6／ 6 部課長会議（202会議室）

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第 1 3	6 / 6 避難所解説体験学習会（洞爺中学校） 6 / 7 虻田高第 2 学年生徒への講話（虻田高校） 6 / 8 定例教頭会議（第 2 委員会室） 〃 第 1 回社会教育委員会議（第 2 委員会室） 6 / 1 0 温泉小運動会、とうや小運動会 6 / 1 5 ～ 2 0 議会 6 月会議（議事堂） 6 / 1 7 虻田中学校体育祭（虻田中学校） 6 / 2 0 学校保健会議 6 / 2 6 ～ 2 8 道内教育先進地視察（白糠町、釧路市、中標津町） 6 / 3 0 ジオパーク推進協議会総会（防災研修ホール） 7 / 3 箱根町議会議員親善訪問歓迎会（防災研修ホール） 7 / 5 定例校長会（第 2 委員会室） 〃 文化財運営審議会会議（第 1 委員会室） 〃 教育委員会議（第 2 委員会室） 渋川教育長 日程第 4、報告事項。報告第 13 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局よりお願いいたします。 高橋管理課長 議案書 1 ページ目でございます。 報告第 13 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について次のとおり報告いたします。一つ目といたしましては（仮称）あぶた保育所複合化施設説明会等の開催についてです。去る 5 月 25 日（木）、洞爺湖町役場防災研修ホールを会場に、本町 5 区自治会の役員等を対象に本町保育所と入江保育所の統合複合化に向けた説明会を開催いたしました。 説明会には、14 名の参加があり、教育委員会からの複合化の必要性や複合化したほうがよい施設の例、建設に当たり現在の地域交流センターを解体する必要がある、などの説明を行った後、意見交換を行いました。 今後につきましては、さまざまな形を利用し保護者や保育士、地域などと意見交換を行い、利用しやすい施設の建設に向け取り組んでいくこととしております。 二つ目といたしましては、洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルの開催についてでございます。長引くコロナ禍により集団での活動を控えておりましたが、4 年ぶりに洞爺湖子ども芸術文化フェスティバル実行委員会の主催による事業として、文化庁の事業採択を受け、去る 6 月 21 日（水）に虻田小学校を会場に町内全ての小学生を対象とした、オペラ観劇「ロはロボットの口」を開催いたしました。久しぶりの児童が一同に集まってのイベントに子どもたちも喜んでおり、オペラ観劇も大変楽しんでおられました。 教育委員会としましても、優れた音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等さまざまな
--	---

体験を通じて、子ども達の発想力の育成などに取り組んでまいります。

三つ目につきましては、洞爺湖町立学校運営協議会（虻田地区）委員の補充についてです。洞爺湖町立学校運営協議会（虻田地区）委員の欠員が生じたことから、6月13日付けをもって次の方々を任命しております。洞爺湖温泉小学校の学校運営協議会の委員として、2名任命しているところでございます。以上でございます。

渋川教育長

ただいまの件について質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

報告第14号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について事務局よりお願いいたします。

原社会教育課長

社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

一つ目、洞爺湖町少年の主張大会の開催について。6月5日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおきまして「洞爺湖町少年の主張大会」が洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会の主催で開催されました。

本大会は、4年ぶりに対面で実施し、町内2中学校から選抜された6名の中学生が、身近な家族や友情、また環境問題や多様性など現代社会における問題等について考えを述べ、審査委員からは中学生らしい視点や表現力が素晴らしいとの講評を得ていました。

今回、最優秀賞に輝いたのは洞爺中学校2年生傳陽菜乃（つたえひなの）さんでした。「気持ちを言葉に」をテーマに、勇気をもって自分の気持ちを伝えることで友情が生まれた自身の経験を述べたものです。

なお、傳さんは7月19日に開催の「少年の主張胆振地区大会」に、洞爺湖町の代表として出場することとなっております。

二つ目、洞爺湖芸術館「親子コンサート」の開催について。美術鑑賞をより多くの方が楽しめる取り組みの一環として、未就学児のいる親子を対象とした演奏会を6月11日に実施しました。公演は「加藤亮子と仲間たち」4名により歌・ピアノ・バイオリンによる演奏を行いました。参加者は2回の公演合わせて52名あり、子どもたちになじみ深い楽曲が多く、親子で楽しみながら聞き入っていました。以上、ご報告いたします。

渋川教育長

ただいまの報告について質問があればお受けしたいと思いますがいかがで

しょうか。

《「なし」の声》

ありがとうございます。それでは、以上のとおりといたします。

報告第15号、臨時代理の報告について（洞爺湖町職員定数条例及び洞爺湖町学校給食センター条例の一部改正）について、事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

議案書3ページ目でございます。

報告第15号、臨時代理の報告について（洞爺湖町職員定数条例及び洞爺湖町学校給食センター条例の一部改正）についてでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、本年10月1日付けで行われる機構改革における業務の移管や、課の統廃合に基づく関連条例の改正について、6月議会に提案し可決したものの報告でございます。

1ページめくっていただいて4ページ目です。こちらが町長から教育委員会に対して、条例案の意見を求められたものでございます。これに対して5ページ目は異議のない旨の通知となっております。

6ページ目でございます。洞爺湖町職員定数条例の一部を改正する条例。こちらの内容につきましては、教育委員会の所管であった保育所が、10月1日の機構改革をもって町長部局へ移管されることに伴い、職員数の上限を定めた定数を変更するものでございます。中身は7ページ目の新旧対照表をご覧ください。第6号、こちらに教育委員会の部局に関する職員数の上限が定められております。現行は70名ということでございますが、保育所関係が町長部局へ移行するというに伴いまして、30名というように形に変更する改正でございます。なお、参考までに、令和5年4月1日付けの教育委員会の事務局職員数、保育所も含めて、37名でございます。そのうち、18名が保育士ということになりますので、差引いて19名が一般行政職という形になりますので、30名の範囲内に入っているというような状況になってございます。

続きまして8ページ目でございます。洞爺湖町学校給食センター条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、機構改革により、学校給食センターの位置づけが「課」から管理課内の一つの「係」に変更することに伴いまして、課長職であったセンター長というものが不要になることから、所要の改正を行うものでございます。

9ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。「学校給食センター所長」というところが不要になるため、改正後は「学校給食センターに必要な職員を置く」というような改正内容となっております。以上、ご報告いたします。

渋川教育長

ただいまの報告について何かご質問等ございますでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

報告第16号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会令和5年6月会議提出一般会計補正予算（第2号））について、事務局より説明をお願いいたします。

高橋管理課長

議案書10ページ報告第16号です。

臨時代理の報告について（洞爺湖町議会令和5年6月会議提出一般会計補正予算（第2号））につきまして、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

11ページ目は、町長から教育委員会に対し補正予算に対する意見を求める文書でございます。12ページ目が、それに対して意義はない旨の教育委員会から町長に対する通知でございます。補正予算の中身につきましては14ページ目からになります。

14ページ、歳入でございます。

19款、1項、1目繰入金でございます。

育英資金等教育振興基金から、400千円を箱根町中学生親善交流事業に繰入れする補正予算でございます。中身は歳出で併せて説明いたします。

15ページ目、歳出になります。

10款教育費、1項教育総務費、3目諸費、722千円の増額補正でございます。内容といたしましては、右側一つ目の教育推進事業。こちらにつきまして、教育行政審議会条例が前回の6月会議で議決され、それに伴い委員25人分の報酬を281千円増額補正してございます。

箱根町中学生親善交流訪問事業でございます。こちらにつきましては、旅費相当額441千円の増額補正をしてございます。内容といたしましては物価高騰により、予算要求時より航空運賃や宿泊代が値上げとなっておりまして、何社か見積もりいただいたのですが、忙しくて見積もりができないというようなことも踏まえまして、補正予算を計上したものでございますが、その後1社から見積もりをいただいたところ、ここまで高くしなくても旅行に行ける、というようなことになりましたけれども、そういったことからの補正予算の提案という形でございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費で1,286千円の増額補正です。こちらにつきましては、虻田小学校の除雪機が壊れてしまいまして、それを購入する経費でございます。

続きまして、5項保健体育費、3目給食施設費で598千円の増額補正でござ

日 程 第 5 【 議 決 事 項 】 ・ 議案第 26 号	います。これは、保健所からの指導に基づきまして、虻田給食センターの自動手洗器を購入するものでございます。以上、ご報告申し上げます。 渋川教育長 ただいまの報告について、質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。 岩崎委員 自動手洗機という物はどういう物ですか。すごく高いのですけど。 高橋管理課長 自動で温水・洗剤・消毒が出てくる物です。今は冷水しか出ないため、しっかり温水で洗い流すよう保健所より指導がありましたので購入するという形です。 渋川教育長 その他いかがでしょうか。 《「なし」の声》 それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。 日程第 5、議決事項でございます。 1 件目は、議案第 26 号、洞爺湖町教育行政審議会条例施行規則の制定について、事務局よりお願いいたします。 高橋管理課長 議案書 16 ページ目、議案第 26 号、洞爺湖町教育行政審議会条例施行規則の制定についてでございます。 こちらの施行規則につきましては、6 月の町議会におきまして、本日お配りしている資料に洞爺湖町教育行政審議会条例というものがございます。前回の教育委員会議のほうでご確認いただいているものでございますが、その内容で議決をいただきまして、これに基づく、条例施行規則を制定するというような趣旨でございます。 内容につきましては 16 ページから説明していきます。条例を参考にしながら、確認していただければと思います。 まず目的でございます。この規則は、洞爺湖町教育行政審議会条例の施行に関し、必要なことを定めることを目的としております。第 2 条は委員の任命でございます。条例第 4 条各号に掲げる委員の任命、第 4 条には第 1 号から第 6 号まで、委員の構成を定めてございますが、これらの構成団体や人数などにつきましては、条例施行規則ではなく、教育委員会が別に定める方法によって行うということを定めてございます。これに基づきまして、次の議案にも
---	--

繋がってくる部分がございます。第3条は応募資格でございます。条例第4条第6号に公募委員ということが定められてございます。それに関する資格という形で、一つ目といたしましては、応募時の年齢が洞爺湖町民で18歳以上であること。二つ目といたしましては、3年間継続して出席できる見込みがある方。あとは町の職員を含む行政機関の職員でない、または議員ではないもの、というような三つに分けてございます。これは他の町の審議会での公募のルールと全く同じというような形になってございます。公募の方法につきましては、町ホームページ、その他の方法により行うという形を定めてございます。公募委員に応募しようとする者は、別記様式を提出しなければならないとしており、様式につきましては、18ページに記載しているとおりでございます。

17ページ、選考について。公募委員の選考は応募申込書の記載事項により行う。ただし、人数を超えた場合は抽選により決定する、ということを定めてございます。2項においては、公募の結果人数に満たない場合は、満たない人数に限り公募しないで委員を選任することができる、ということを定めてございます。あと第6条には条例8条に規定する専門部会に関する記載事項として定めております。

第7条につきましては、専門部会の部会長、副部会長において、所掌事務等を定めてございます。第8条は専門部会の会議の議長や会議成立条件など、条例の規定を準用するということを定めてございます。第2項では部会長は審議の状況に応じて必要と認めるときは、委員以外の専門家に意見を求めることができる、ということも規定してございます。

第9条は委任でございます。附則でございますが、この規則は令和5年7月5日から施行する。第2項につきましては会議召集の特例でございます。18ページ目の様式につきましては、説明は省略いたします。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

ただいまの説明につきまして、質疑をお受けしたいと思います。

岩崎委員

第5条で、応募人数を超えた場合は抽選により決定するものとありますが、抽選ってくじですか。

高橋管理課長

抽選の方法は色々あるのですけれども、一般的には2回やります。まず、くじを引く順番を決めるくじを引き、2回目に順番で引いて、次に抽選棒を10本くらい入れて若い番号を引いた方が当選するとかですね。人数分の棒を入れてしまうと、1回で決まったりするという、偶発性が少なくなるというようなこともあり、今はそういうやり方でくじで決めるようなことが多いです。

・ 議案第 27 号

岩崎委員

行政がふさわしい人を判断するとかじゃなくて、そうなんですね。

高橋課長

そうですね、人数を超えた場合は一般的にはくじというのが。

岩崎委員

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

渋川教育長

その他いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは異議なしと認めます。

議案第 26 号につきましては原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、洞爺湖町教育行政審議会委員の任命方針の制定について、事務局よりお願いいたします。

高橋課長

議案書 19 ページ目でございます。

議案第 27 号、洞爺湖町教育行政審議会委員の任命方針の制定についてでございます。

洞爺湖町教育行政審議会委員の任命方針を次のとおり定めることについて議決を求めるものでございます。この委員の任命方針につきましては、議決いただきました条例施行規則第 2 条に、委員の任命については教育委員会が別に定める方法によって行うものとする、という文言がございます。これに基づきまして、教育委員会が定めるものがこちらの任命方針というような形で制定するものでございます。内容につきまして、第 1 条は目的でございます。この方針は、条例並びに規則に掲げる委員の任命に関し必要な事項を定めるものとする、ということでございます。委員の任命方法等につきましては、次の表のとおり、指名もしくは推薦により任命するということを定めてございます。委員につきましては条例第 1 号から第 6 号まで定めてございます。それをどういったような団体等から推薦するのか、または指名するのかといったことを、この表にまとめてございます。

第 1 号の学校教育関係者につきましては、町内校長会からの推薦により、中学校区から 1 名ずつ、2 名を推薦していただくというようなことで考えてございます。あと、虻田高等学校長が 1 名、こちらは指名という形になるかと思えます。第 2 号委員、こちら社会教育関係者でございますが、町内社会教育委員からの推薦を 1 名、町内各文化団体、こちらは 2 団体ございますので、それぞれ 1 名ずつの 2 名、町内体育協会からの推薦 1 名、女性団体からの推薦 1 名、青少年健全育成連絡協議会からの推薦を 1 名、20 ページ目でご

ざいますが、第 3 号委員としまして、こちら保護者という枠になってございます。町内小・中学校の P T A からの推薦各 1 名これで 5 名、第 4 号は教育にすぐれた見識を有するもの、大学教授という形で 2 名掲げてございます。今考えてるのは、教育大の関係者、あとは町と関係のある大学といたしまして、観光関係の札幌国際大学、企画防災課の方では酪農大学、ジオパークの方では北大と連携したりしていることがございます。この中から事務局内部の方でお願いをしていこうという形で 2 名を考えております。第 5 号委員につきましては、公共的団体に属する者といたしまして、いぶり噴火湾漁協組合からの推薦、農協からの推薦、商工会からの推薦、町内の各観光協会から 1 名ずつの推薦で 2 名、自治会連合会からの推薦 1 名。第 6 号委員といたしまして、公募は 3 名というような形で任命等を進めて行きたいというような提案でございます。

第 2 項につきましては、配慮する努力義務でございます。任期の間、会議に参加できる者であることと、あとは男女比率の均衡に配慮するといったようなことを定めてございます。第 3 条は委員の推薦指名に当たっての様式を定めておりまして、21 ページ以降に記載されているものでございます。最後、附則でございますが、この方針は令和 5 年 7 月 5 日から施行するものでございます。21 ページから 23 ページの様式の説明は省略いたします。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

ただいまの提案について質疑をお受けしたいと思います。人数の割合とか、ここはどうなのかな、っていう辺りについて、何かございますでしょうか。

岩崎委員

正直どういうものになるのか、イメージが湧かないので何とも言えないのですが。やってみないとわからないのでしょうね。

岡本委員

委員の人数が多い気はするのですが、以前話したときに、それぞれの部会に分かれるかも、とお話されていたので、やってみてまた人数が多かったら多いとかでまた検討されていくのかなっていうふうに思うのですが。

渋川教育長

教育ということを考えたとき、学校教育・社会教育と、幅広い分野のいろいろなものを諮問していくとなると、やはり、いろいろな関係団体の方にも入っていただいた方が恐らく良いのかな、というようなことで、ちょっと人数の幅を広げたところではありました。確かに意見がまとまるか、と言うとちょっと難しいところもあるかなと思うのですが。吉田委員いかがでしょうか。

・議案第 28 号

吉田委員

幅広く意見を求めるということになれば、これぐらい必要なのかなと思いますし、あと、一つお聞きしたいのは、町の他の審議会との兼務は妨げないということでしょうかね。

高橋管理課長

そこは妨げると各種団体からの推薦に支障が出てくる可能性もありますので、規制をしないです。

渋川教育長

動かしてみないとわからない、というところも正直なところはあるかなというふうには思うのですけども。提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

異議なしと認めます。

議案第 27 号につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、洞爺湖町独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する取扱要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

高橋管理課長

議案書 24 ページでございます。

議案第 28 号、洞爺湖町独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する取扱要綱の制定についてでございます。

この要綱の制定の趣旨につきましては、学校管理下の活動中に事故が起こった際は、スポーツ振興センターの共済により保険が適用されるということになってございます。この保険の共済掛金というのがあるのですけれども、洞爺湖町は全額公費で負担しておりますが、その公費で全額負担するという根拠を定める必要が出てきて、今回はそのため要綱として定める、というような内容となっております。掛金につきましては 1 人 935 円、ということなことで定められているところでございます。

第 1 条趣旨でございますが、この要綱は洞爺湖町の保育所並びに小・中学校の保護者から徴収する共済掛金の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとしてございます。第 2 条で保護者から徴収する共済掛金の額は、零とする、とあります。ここで全額公費とすることがわかる内容でございます。第 3 条はその他でございます。附則でございますが、この訓令は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

それではただいまの提案について、質疑をお受けしたいと思います。

《「なし」の声》

日 程 第 6 【 そ の 他 】 日 程 第 7 【 閉 会 】	それでは異議なしと認めます。 議案第 28 号につきましては原案のとおり可決されました。 日程第 6、その他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。 《「なし」の声》 事務局ありますか。 《「なし」の声》 以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和 5 年第 3 回定例会議を終了いたします。 1 4 : 0 0 閉会
---	---